平成２２年（フ）第５０５号
東京都杉並区久我山２丁目19―１
破産者　釣谷　和男
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２２号
東京都港区赤坂３丁目13番12号
破産者　株式会社コウイチ・カツヤマ・ジャパン
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２３号
東京都港区赤坂３丁目13番12号
破産者　株式会社コウイチ・カツヤマ・インターナショナル
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２４号
群馬県伊勢崎市連取町2030―16　村上方、開始決定時の住所東京都世田谷区南烏山５丁目34―８―201
破産者　勝山　浩一
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３３号
東京都港区南青山３丁目10番41号
破産者　株式会社Ｍｉｌｌｉｏｎａｉｒｅ　Ａｓｉａ　ＪＡＰＡＮ
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４０号
東京都台東区寿２丁目７番17号
破産者　有限会社きく田
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４１号
東京都墨田区石原２丁目11―５―201
破産者　菊田　利雄
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４４号
東京都港区新橋１丁目17番１号　内田ビル
破産者　株式会社ネクステート
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７３号
秋田県大館市岩瀬字羽貫谷地山下111―１
破産者　大川　和智（旧姓橋本）
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８０号
東京都渋谷区元代々木町４番２号
破産者　有限会社アウトライン
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８１号
東京都渋谷区元代々木町４―２―301
破産者　高桑　昌也
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９５号
東京都杉並区大宮１丁目13番９号
破産者　有限会社ヒューリンク・コミュニケーションズ
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９６号
東京都世田谷区代沢４丁目46―12
破産者　根岸　良成
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１４号
東京都渋谷区富ケ谷２丁目42番６号
破産者　株式会社ＢＯＳＳ　Ｃｏｍｐａｎｙ
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１５号
東京都渋谷区富ケ谷２丁目42―６
破産者　鈴木　浩史
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５０号
東京都新宿区住吉町３番11号　新宿スパイアビル８階
破産者　株式会社アド・ゲイン
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６１号
埼玉県越谷市東越谷８丁目162―１
破産者　大野　ミキ
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３６号
東京都府中市白糸台３丁目16―１―314
破産者　君塚かおり
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3108番地９
破産者　有限会社ミヤーン・トレーディング
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3108―９
破産者　ミヤーン　サイード　アハマド
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３７号
東京都板橋区赤塚２丁目２番５号　北村ビル２Ｆ
破産者　有限会社シーユーエム
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３８号
東京都練馬区光が丘２丁目８―１―706
破産者　戸邉　年行
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部